| | |
|---|---|
| 5　チャネル間隔が1 MHzのもの | 980kHz |
| 6　チャネル間隔が1.25MHzのもの | 1.23MHz |
| 7　チャネル間隔が1.66MHzのもの | 1.64MHz |
| 8　チャネル間隔が2.5MHzのもの | 2.45MHz |
| 9　チャネル間隔が5 MHzのもの | 4.9MHz |
| ［第58～第73　略］ | ［第58～第73　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

**第二条**　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （特定無線設備等） | （特定無線設備等） |
| **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 | **第二条**　［同上］ |
| ［一～六十　略］ | ［一～六十　同上］ |
| 六十一　設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。） | 六十一　設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備 |
| 六十一の二　設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、周波数インターリーブを行うもの | ［新設］ |
| 六十二　設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。） | 六十二　設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備 |
| 六十二の二　設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であつて、周波数インターリーブを行うもの | ［新設］ |
| ［六十三～七十二　略］ | ［六十三～七十二　同上］ |
| ［2　略］ | ［2　同上］ |